

<鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針>

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和2年度)

<凡例>

取組対象外機関

新取組方針時に削除・移動した項目

取組方針		鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)		各関係機関の取組内容																		
直轄		県管理河川		主な取組項目	目標時期	取組機関	各関係機関の取組内容															
項目	事項	内容	内容				国	気象庁	三重県				各市									
項目	事項	内容	内容	国	気象庁	三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地防防災総合事務所	鈴鹿地域防災総合事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菟野町	朝日町	川越町		
1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組み																						
(1)平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項																						
1)	想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表<県>	【想定最大規模の降雨に係る浸水想定区域図等の作成と周知】 【想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成し、市町に提供し、説明を行います。】 <県>	【想定最大規模の降雨に係る浸水想定区域図の把握】 【想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成し、市に提供し、説明を行います。】 <県>	R1年度	国	実施済																
1)	【浸水実績等の周知】 過去に実施した浸水検計や浸水実績などの資料を市町に提供し、避難等を的確に行えるよう支援します。<県>	【浸水実績等の周知】 浸水検計や浸水実績などの資料を市に提供し、避難等を的確に行えるよう支援します。<県>	【浸水実績等の周知】 浸水検計や浸水実績などの資料を市に提供し、避難等を的確に行えるよう支援します。<県>	R1年度	県	実施済																
1)	【水害危険性の周知促進】 水害危険性の確認(浸水状況等の確認等) <県>	【水害危険性の周知促進】 水害危険性の確認(浸水状況等の確認等) <県>	【水害危険性の周知促進】 水害危険性の確認(浸水状況等の確認等) <県>	R1年度	県	実施済																
2)	想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表<県>	【想定最大規模の氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表】	【想定最大規模の氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表】	R1年度	国	実施済																
2)	想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表<県>	【想定最大規模の氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表】	【想定最大規模の氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表】	R2年度	国	実施済																
3)	【水害ハザードマップの改良、周知、活用】 【水害ハザードマップの策定・周知】 【水防法第十五条第三項】 <市>	【水害ハザードマップの改良、周知、活用】 【水害ハザードマップの策定・周知】 【水防法第十五条第三項】 <市>	【水害ハザードマップの改良、周知、活用】 【水害ハザードマップの策定・周知】 【水防法第十五条第三項】 <市>	R1年度	市町	実施済																
4)	市長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練を実施<市>	市長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練を実施	市長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練を実施	R1年度	市町	実施済																
5)	日常から水災意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備<市>	日常から水災意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	日常から水災意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	R1年度	市町	実施済																
6)	小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災教育を実施<県・市>	【防災教育の実施】 小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災教育を実施するほか、「水防災害意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成<県・市>	【防災教育の実施】 小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災教育を実施するほか、「水防災害意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成<県・市>	R1年度	国 県 市町	実施済																
6)	小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災教育を実施<県・市>	【防災教育の実施】 小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災教育を実施するほか、「水防災害意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成<県・市>	【防災教育の実施】 小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災教育を実施するほか、「水防災害意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成<県・市>	R2年度	国 県 市町	実施済																
6)	小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災教育を実施<県・市>	【防災教育の実施】 小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災教育を実施するほか、「水防災害意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成<県・市>	【防災教育の実施】 小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災教育を実施するほか、「水防災害意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成<県・市>	R3年度	国 県 市町	実施済																
7)	要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を促進<県・市>	【要配慮者施設等における避難計画の策定及び訓練を促進】 【要配慮者施設等の管理者・所有者に対して避難訓練計画の策定と避難訓練の実施を促す。】 <県・四日市市・川越町・朝日町・菟野町>	【要配慮者施設等における避難計画の策定及び訓練を促進】 【要配慮者施設等の管理者・所有者に対して避難訓練計画の策定と避難訓練の実施を促す。】 <県・鈴鹿市・亀山市>	R1年度	国 県 市町	実施済																
7)	要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を促進<県・市>	【要配慮者施設等における避難計画の策定及び訓練を促進】 【要配慮者施設等の管理者・所有者に対して避難訓練計画の策定と避難訓練の実施を促す。】 <県・四日市市・川越町・朝日町・菟野町>	【要配慮者施設等における避難計画の策定及び訓練を促進】 【要配慮者施設等の管理者・所有者に対して避難訓練計画の策定と避難訓練の実施を促す。】 <県・鈴鹿市・亀山市>	R2年度	国 県 市町	実施済																
7)	要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を促進<県・市>	【要配慮者施設等における避難計画の策定及び訓練を促進】 【要配慮者施設等の管理者・所有者に対して避難訓練計画の策定と避難訓練の実施を促す。】 <県・四日市市・川越町・朝日町・菟野町>	【要配慮者施設等における避難計画の策定及び訓練を促進】 【要配慮者施設等の管理者・所有者に対して避難訓練計画の策定と避難訓練の実施を促す。】 <県・鈴鹿市・亀山市>	R3年度	国 県 市町	実施済																
8)	住民向けの防災訓練において有識者と連携した情報発信(市)	【住民防災意識の向上】 住民向けの防災訓練において有識者と連携した情報発信を実施<市>	【住民防災意識の向上】 住民向けの防災訓練において有識者と連携した情報発信を実施<市>	R1年度	市町	実施済																
8)	住民向けの防災訓練において有識者と連携した情報発信(市)	【住民防災意識の向上】 住民向けの防災訓練において有識者と連携した情報発信を実施<市>	【住民防災意識の向上】 住民向けの防災訓練において有識者と連携した情報発信を実施<市>	R2年度	市町	実施済																

取組方針				鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)			各関係機関の取組内容																				
直轄		県管理河川		主な取組項目			国			気象庁		三重県					各市町										
鈴鹿川水系の減災に係る取組 (H28.8.26)		四日市圏域県管理河川における取組 (H30.3.28)		鈴鹿・亀山圏域県管理河川における取組 (H30.4.25)			三重河川国道事務所			津地方気象台		三重県					各市町										
項目	事項	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	
				高齢者福祉部と連携した共助の仕組みの強化	引き続き実施	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	・地域包括支援センターと連携し、ケアネットワーク等に水害に関する講習会を実施。 ・引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み																											
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																											
1) 避難勧告の発令等に着目したタイムライン策定 【国・県・市町】																											
2) タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成 【国・市】																											
4) 想定最大浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し 【市】																											
5) 避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討 【国・市】																											
6) 水害時に着目した指定避難場所の見直しを行う 【市】																											
7) 情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施 【国・県・市】																											
8) 三重河川国道事務所と各自治体で設置する「情報伝達室」を活用し、雨量・水位や取組関係の水位予報などの早期の情報共有を図る 【国・県・市】																											
9) 避難経路を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラート、L字放送を用いた情報発信 【国・県・市】																											
2) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項																											
1) 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支えるため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信 【国・県・市】																											
2) 円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設 (ハード) 整備 【国・県・市】																											

取組方針				鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)				各関係機関の取組内容																	
直轄		県管理河川		国		気象庁		三重県				各市町													
鈴鹿川水系の減災に係る取組 (H28.8.26)		四日市圏域県管理河川における取組 (H30.3.28)		鈴鹿・亀山圏域県管理河川における取組 (H30.4.25)		主な取組項目		国		気象庁		三重県		各市町											
項目	事項	内容	記載箇所	内容	記載箇所	内容	目録時期	取組機関	三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市防災総合事務所	鈴鹿地域防災総合事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菟野町	朝日町	川越町		
		【防災気象情報の改善】 大雨(浸水害)、洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすること、住民への今後の危険度の高まりを把握できるようにします。 <気象台>	1) 11	【防災気象情報の改善】 大雨(浸水害)、洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすること、住民への今後の危険度の高まりを把握できるようにします。 <気象台>	1) 13	防災気象情報の改善	H29年度から実施	気	R1までの取組内容 【令和23年度】 7月から実施済み -基準値を変更する該当市町に説明 (平成31年度) -出水期前に基準値の変更を行う 最新の気象資料による大雨(浸水害)、洪水警報の妥当性の確認及び必要な見直し作業を実施 +台風進路予想を日先までに延長 -警戒レベルとの対応 -気象情報、水害・土砂災害情報及び災害発生情報等を一元的に集約したポータルサイトの作成 -危険度分布の希望者向け通知サービス -危険度の市と水想定区域等のリスク情報の重ね合わせ																
3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速な水防活動・排水活動の取組																									
(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																									
		① 消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練 <市>				消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	毎年度、出水期まで実施	市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定									毎年、出水期前に水防訓練を実施する	毎年、出水期前に水防訓練を実施する	毎年、出水期前に水防訓練を実施する	毎年、水防訓練に参加し、伝達訓練は行っていないが、平時から訓練、出動の情報伝達を行っている。	毎年、水防訓練を実施する			
		② 関係機関が連携した実働水防訓練 【水防法第三十二条の二】<国・県・市>	2) 12	【水防訓練の充実】 出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。 「迅速かつ確実」に水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施します。 <県・四日市市・川越町・朝日町・菟野町>	2) 16	関係機関が連携した実働水防訓練	毎年度、出水期まで実施	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	・水防管理団体が行う水防訓練への参加 ・引き続き実施	・水防管理団体が行う水防訓練への参加 ・引き続き実施	—	—	・洪水時を想定した洪水対応演習を実施する。 ・引き続き実施	—	・訓練への参加要請があれば四日市地方部として参加する ・引き続き実施	・訓練への参加要請があれば四日市地方部として参加する ・引き続き実施	毎年、出水期前に河川管理者が実施する職員、水防(消防団、建設業協会、地域住民と合同で行う水防訓練に参加する	洪水時を想定した洪水対応演習をH30年度に実施 ・引き続き実施	・水防訓練を令和元年度に実施 ・引き続き実施	毎年水防訓練を実施 (町・住民、消防団、災害対応協議会担当者、町職員)	—	H28年度に水防訓練を実施 H31年度に消防団訓練の中で水防訓練を実施予定		
		③ 迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の水防工法などの意見交換<国・市>				迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所での共同点検	引き続き実施	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	・共同点検を毎年実施する【出水期前を目標】 ・水防団との意見交換会を実施する	・河川管理者が実施する共同点検に参加する ・引き続き実施	・河川管理者が実施する共同点検に参加する ・引き続き実施	・河川管理者が実施する共同点検に参加する ・引き続き実施	・対象全河川の重要水防区域を業務委託により年1回点検する ・市町と重要水防箇所や水防資機材の情報共有を図る。 ・引き続き実施	・重要水防区域を業務委託により年1回点検 ・県と関係者が共同で点検を行う ・引き続き実施	・河川管理者が実施する共同点検に参加する ・引き続き実施	・河川管理者が実施する共同点検に参加する ・引き続き実施	・共同点検を実施する場合には、積極的に参加する ・消防団の会議にて情報共有を行っている。	・消防団の会議にて情報共有を行っている。 ・引き続き実施	・消防団の会議にて情報共有を行っている。 ・引き続き実施	・洪水水想定区域図をポータルサイト、消防団事業に配慮 ・毎年水防訓練で実施	—	4月、9月の消防団訓練時に実施 引き続き実施		
		④ 重要水防箇所など水害リスクの高い区間を消防団等と共同点検<国・気象台・県・市>	2) 12	【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】 対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 関係者と重要水防箇所や水防資機材の情報共有を図ります。 <県・四日市市・川越町・朝日町・菟野町>	2) 14	3) (1) ③移動	引き続き実施	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	・共同点検を毎年実施する【出水期前を目標】 ・引き続き実施	・河川管理者が実施する共同点検に参加する【引き続き実施】 ・引き続き実施	・河川管理者が実施する共同点検に参加する ・引き続き実施	・河川管理者が実施する共同点検に参加する ・引き続き実施	・対象全河川の重要水防区域を業務委託により年1回点検する ・市町と重要水防箇所や水防資機材の情報共有を図る。 ・引き続き実施	・重要水防区域を業務委託により年1回点検 ・県と関係者が共同で点検を行う ・引き続き実施	・河川管理者が実施する共同点検に参加する ・引き続き実施	・河川管理者が実施する共同点検に参加する ・引き続き実施	・共同点検を実施する場合には、積極的に参加する ・引き続き実施	—	—	毎年水防訓練で実施	—	—		
		⑤ 大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育(水防工法の伝達、安全教育など)を実施<国・市>				大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育、水防協力団体の募集・指定を促進	引き続き実施	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	・水防技術研修キットを活用した講習会等を開催 ・引き続き実施								毎年、出水期前に水防訓練を実施する	毎年、定期的に実施している。 引き続き実施	毎年、出水期前に水防訓練を実施する 要請があれば随時実施	—	消防団訓練の中に水防工法の教育を実施 引き続き実施			
			2) 15	【水防に関する広報の充実】 水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討し実施します。 <鈴鹿市・亀山市>	2) 15	3) (1) ③移動		国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定										H30年度実施	—	令和元年度実施				
		⑥ 消防団の円滑な水防活動を支えるため簡易水位計や量水標等の設置<国・市>	1) 10	【危機管理型水位計、量水標の整備】 河川の水位状況を把握できるように危機管理型水位計や量水標の設置を実施します。 <県・川越町>	1) 12	水位状況を把握するための危機管理型水位計や量水標等の設置	引き続き実施	国 県	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	【危機管理型水位計】 H30年度に鈴鹿川水系で27箇所の危機管理型水位計を設置 (簡易型水位計) R1年度に14箇所設置	【危機管理型水位計】 R1年度までに簡易型水位計を21箇所設置	—	—	【危機管理型水位計】 R1年度までに危機管理型水位計を15箇所20基の設置が完了した。 (設置河川：朝日川、海軍川、三海川、田口川、田光川、杉谷川、竹谷川、金沢川、足見川、藤谷川、三浦川、安倉川、亀化川、具井川、内都川)	【危機管理型水位計】 R1年度までに11河川20基の設置が完了(朝日川、中ノ川、桂川、安倉川、榑川、足見川、藤谷川、三浦川、安倉川、亀化川、具井川、内都川)	【危機管理型水位計】 R1年度までに11河川20基の設置が完了(朝日川、中ノ川、桂川、安倉川、榑川、足見川、藤谷川、三浦川、安倉川、亀化川、具井川、内都川)	—	ホームページからの水位情報の利用 水防活動を支えるための量水標の設置を行っている	—	ホームページからの水位情報の利用 水防活動を支えるための量水標の設置を行っている	県により町内9か所に設置	—	朝明橋構内に水位表示を実施		
		⑦ 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支えるため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やブッシュ型情報の発信<国・市>					引き続き実施	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	スマートフォン等を活用した避難勧告や避難指示の共有(428年度より開始)	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置
2) (2) ①移動																									
		⑧ 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進<国・市>					引き続き実施	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	スマートフォン等を活用した避難勧告や避難指示の共有(428年度より開始)	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に県内の水位通知河川38河川において簡易型河川監視カメラを設置		
3) (1) ⑤移動																									

直轄		取組方針		鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)		各関係機関の取組内容																
鈴鹿川水系の減災に係る取組 (H28.8.26)		四日市圏域県管理河川における取組 (H30.3.28)		鈴鹿・亀山圏域県管理河川における取組 (H30.4.25)		主な取組項目		国		気象庁		三重県					各市町					
項目	事項	内容	内容	内容	内容	目録	取組	三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地防災総合事務所	鈴鹿地域防災総合事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菟野町	朝日町	川越町
		②住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支えるため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やブッシュ型情報の発信<国・県・市>				2) (2) ①移動		R1までの取組内容 スマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供を開始	県からの情報発信をホームページにて共有する(H29年度～)								市民向けの防災メールを送付し、情報の提供を行っている。	避難情報と緊急連絡メールで取得すること及び登録メール(メルマガ)により、情報を配信している。	避難情報と緊急連絡メールで取得することにより、情報を配信している。	平成30年度にインターネット上で誰でも確認できる気象情報の配信機能(メール)でのブッシュ型情報配信の実施	防災行政無線デジタル化による、防災アプリ機能の提供	登録メールでのブッシュ型情報配信の実施 (H28.5.30)
		③災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の普及活動<国・県・市>					引き続き実施										広報誌、市ホームページを通じて普及活動を行っている					
		(3)一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項																				
		①氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成<国・県・市>					H29年度から実施	R1までの取組内容 排水ポンプ車を考慮した排水計画(案)を検討・作成する。										作成された排水計画について情報共有を図る(H29年度～)				
		②排水計画に基づく排水訓練の実施<国・県・市>					H30年度から実施	R1までの取組内容 排水計画に基づき排水訓練の実施														
		③堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施<国・県・市>						R1までの取組内容 堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施														
		④施設・庁舎の耐水化<国・県・市>						R1までの取組内容 施設・庁舎の耐水化														
		⑤水害BCP(事業継続計画)を作成<国・県・市>						R1までの取組内容 水害BCP(事業継続計画)の作成														
		4)河川管理者が実施する防災施設の整備																				
		①決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防補修の工夫	3) 15				R2年度	R1までの取組内容 決壊までの時間を少しでも引き延ばすことと目的に危険管理型ハード対策として、堤防表法余高部分の張りコンクリート等を実施します。														
		②優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの排水を安全に流すためのハード対策及びアスファルトによる天端の保護などの危険管理型ハード対策の実施<国>	3) 14					R1までの取組内容 優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの排水を安全に流すためのハード対策を実施します。掘削箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。														
		③洪水氾濫を未然に防ぐ対策	3) 14					R1までの取組内容 洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)														
		④堤防が低い等、整備計画の目録に対して流下能力が不足している箇所を解消します。						R2以降の取組予定														
		⑤河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施します。掘削箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。						R2以降の取組予定														
		⑥河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施します。掘削箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。						R2以降の取組予定														
		⑦本川と支川の合流部等の対策						R1までの取組内容 緊急3か年対策としてR3までに整備を実施する。														
		⑧多数の家屋や重要施設等の保全対策						R1までの取組内容 緊急3か年対策としてR3までに整備を実施する。														
		5)土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組																				
		①想定される土砂災害リスクの周知	4) 16					R1までの取組内容 想定される土砂災害リスクの周知														
		②基礎調査を完了し、結果を公表します。						R2以降の取組予定														
		③早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。						R2以降の取組予定														
		④指定した土砂災害(特別)警戒区域を分かりやすく公表します。						R2以降の取組予定														
		⑤土砂災害のハザードマップを作成し、住民に配布します。						R2以降の取組予定														
		⑥ハザードマップ(ポータルサイト)の情報を更新します。						R2以降の取組予定														
		⑦土砂災害のハザードマップを作成し、住民に配布します。						R2以降の取組予定														
		⑧ハザードマップ(ポータルサイト)の情報を更新します。						R2以降の取組予定														
		⑨土砂災害のハザードマップを作成し、住民に配布します。						R2以降の取組予定														
		⑩ハザードマップ(ポータルサイト)の情報を更新します。						R2以降の取組予定														
		⑪土砂災害のハザードマップを作成し、住民に配布します。						R2以降の取組予定														
		⑫ハザードマップ(ポータルサイト)の情報を更新します。						R2以降の取組予定														

直轄		取組方針				鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)			各関係機関の取組内容														
鈴鹿川水系の減災に係る取組 (H28.8.26)		県管理河川				主な取組項目	目標時期	取組機関	国		気象庁		三重県				各市町						
項目	事項	内容	内容	記載箇所	三重河川国道事務所				津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地防災総合事務所	鈴鹿地域防災総合事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菟野町	朝日町	川越町	
				4) 17	【豪雨時における土砂災害に対する警戒情報発信】 ・気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、FAX・電話により確実に市町へ伝達します。 ・三重県土砂災害情報提供システムにより危険情報を公表します。 ・電子メールにより危険度情報を発信します。 ＜県・気象台＞	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	国 気象庁	三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地防災総合事務所	鈴鹿地域防災総合事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菟野町	朝日町	川越町
				4) 18	【早めの避難につなげる取組の支援】 ・市町に対する説明や意見交換の場を設け、警戒避難体制の整備を支援します。 ・年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。 ・家庭用利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。 ＜県・四日市市・朝日町・菟野町＞	早めの避難につなげる啓発活動	引き続き実施	国 気象庁	三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地防災総合事務所	鈴鹿地域防災総合事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菟野町	朝日町	川越町

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和2年度)

<凡例>
[] 取組対象外機関
[] 新取組方針時に削除・移動した項目

Table with columns: 取組方針 (直轄, 県管理河川), 雲出川・榑田川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3), 各関係機関の取組内容 (国, 気象庁, 津波管理所, 三重県, 津市, 松阪市, 多気町, 明和町). Rows include disaster prevention measures like flood hazard maps, evacuation drills, and public information campaigns.

直轄		取組方針				雲出川・柳田外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)			各関係機関の取組内容															
		県管理河川																						
雲出川水系の減災に係る取組方針 (H28.8.29) 柳田川水系の減災に係る取組方針 (H28.8.23)		雲出川圏域県管理河川における取組 (H28.12.22)		柳田川圏域県管理河川における取組 (H30.3.27)		主な取組項目			国	気象庁	運ダム管理所	三重県												
									三重河川国道事務所	津地方気象台		施設災害対策課	河川課	防災砂防課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災総合	松阪地域防災総合	津市	松阪市	多気町	明和町		
項目	事項	内容		内容		内容			R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容		
		⑦要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について、国・県・市町		【要配慮者利用施設管理者への説明会の実施】 ＜県・津市・松阪市・国・気象台＞ ・要配慮者利用施設の利用者が、洪水時に迅速な避難行動がとれるように、施設管理者に避難対策等の構築を促すための説明会(水害・土砂災害に関する情報提供等)を実施します。		【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】 ＜県・松阪市・明和町＞ ・洪水想定区域内における要配慮者利用施設等の立地状況、施設管理者の避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況を確認します。		要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施			引き継ぎ実施	国 県 市町	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容
		⑧防災意識の向上に繋がる、効果的な「水防意識醸成会」再構築に役立つ広報や資料を作成(国・県・市町)		【住民の防災意識の向上】 ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守るかを育むための防災教育を実施します。		1) ① ⑥へ移動			R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容
						高齢者福祉部局と連携した共助の仕組みの強化			R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容
		⑨避難勧告等の発令判断の確に行うための水位情報の共有と伝達 ＜県・津市・松阪市＞ ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるように、避難勧告等の発令につながる危険箇所の危険水位等の情報を県と市町が共有します。 ・氾濫危険水位到達時に、水位情報を迅速かつ的確に市に伝達します。		【水害危険性の情報共有】 ＜県・津市・松阪市＞ ・水害危険性(浸水状況等)の情報を共有します。		2) ② ③へ移動			R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容
2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み																								
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																								
		①避難勧告の発令等に着目したタイムライン策定 ＜国・気象台・県・市町＞		【洪水時における河川管理者からの情報提供等】 ＜県・松阪市・明和町＞ ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるよう、避難勧告等の発令につながる情報を県と市町で共有します。 ・水位通知河川の沿川市町等と河川管理者においてホットラインの運用を行います。 【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】 ＜県・松阪市・明和町＞ ・「いつ」、「誰が」、「何を」に着目した防災行動とその実施主体を時系列で整理した水害対応タイムラインについて水位通知河川を対象に作成します。		避難勧告の発令等に着目したタイムラインの策定			R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容		
		②タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成 ＜国・市町＞				タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成			R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容		
		④想定最大浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し(市町)				想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し			R1	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容		
		⑤避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討 ＜国・市町＞				避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討			R2	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容		
		⑥水害時に着目した指定避難場所の見直しを行う(市町)		【隣接市町における避難場所の設定】 ＜松阪市・多気町・明和町＞ ・各市町において水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町内の避難場所に取組できない場合等においては、隣接市町等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を行います。		水害時に着目した指定避難場所の見直し			R1	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容	R1までの取組内容	R2以降の取組内容		

取組方針						雲出川・柳田川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)			各関係機関の取組内容												
直轄		県管理河川				主な取組項目	目標時期	取組機関	国	気象庁	運ダム管理所	三重県						津市	松阪市	多気町	明和町
雲出川水系の減災に係る取組方針 (H28.8.29) 柳田川水系の減災に係る取組方針 (H28.8.23)		雲出川圏域県管理河川における取組 (H28.12.22)		柳田川圏域県管理河川における取組 (H30.3.27)								三重河川国道事務所	津地方気象台	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災総合	松阪地域防災総合				
項目	事項	内容	内容	内容	内容																
						応急的な避難場所の確保や河川防災ステーションの整備	必要に応じて実施	国													
		⑦情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施<国・気象台・県・市町>	【洪水対応演習の実施】 <県・津市・松阪市・国・気象台> 迅速かつ確実に水位情報を伝達できるように、模擬文を使用し実施と併じ伝達系統で、洪水時の水位情報を関係機関に伝達します。	2) 12	<県・松阪市・明和町> 迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施します。	情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	毎年度、出水期までに実施	国 気象 市町	R1までの取組内容	毎年、出水期前までに実施する	毎年、出水期前までに実施する	毎年、出水期前までに実施する	毎年、出水期前までに実施する	毎年、出水期前までに実施する	毎年、出水期前までに実施する	毎年、出水期前までに実施する	毎年、出水期前までに実施する	毎年、出水期前までに実施する	毎年、出水期前までに実施する		
			【水門閉鎖訓練の実施】<県・津市> 洪水時等に迅速な対応ができるように、水門閉鎖の訓練を関係者と実施します。	2) 13	【水門閉鎖訓練の実施】 <県・松阪市・多気町・明和町> 迅速かつ確実に水位情報を伝達できるように、水門閉鎖の訓練を関係者と実施します。	水門閉鎖訓練の実施	引き続き実施	国 気象 市町	R1までの取組内容												
		⑧三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」を活用し、早期の情報共有を図る<国・県・市町>				三重河川国道事務所と各自治体で設置する「情報連絡室」を活用し、雨量・水位や取組開始の水位予測などの早期の情報共有	引き続き実施	国 気象 市町	R1までの取組内容	すでに対応済み、情報発信内容の充実を図る。									所長と市長間のホットラインを始め、すでに対応済み。		
		⑨報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信<国・県・市町>				報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信	引き続き実施	国 気象 市町	R1までの取組内容	・マスコミとの意見交換会を開催することで双方からの情報、専門用語等を理解を深め、水防時に迅速かつ的確な情報発信を促進する									マスコミと連携し、デジタル放送を活用した情報発信を実施。		
						防災施設の機能に関する情報提供の充実	引き続き実施	国 気象	R1までの取組内容	・HPIにおいて公開											
						ダム放流情報を活用した避難体系の確立	引き続き実施	運 気	R1までの取組内容	・ダム放流情報の提供											
	(2)円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項																				
		①住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信<国・県・市町>				住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	引き続き実施	国 気象 市町	R1までの取組内容	・スマートフォン等を活用した情報発信を平成30年度より開始										スマートフォン等を活用したリアルタイム情報の発信について今後検討する。	
			【水位、雨量情報の更なる周知】 <県・津市・松阪市> 雨量・水位情報を提供していることについてチラシの配布等により更に周知します。 テレビでのプッシュ放送で提供していること「防災みえ」で提供していること「防災みえ」で水位情報を登録者に対し自動配信していること	1) 8	【水位、雨量情報のさらなる周知】 <県・松阪市・多気町・明和町> 「防災みえ」やテレビでのプッシュ放送による水位情報や雨量情報の提供を広く周知します。	水位、雨量情報のさらなる周知	実施済み	県 市町	R1までの取組内容				「防災みえ」、「NHKデータ放送」の周知のためのチラシ配布。(H29.5、H30.6.15)	HPでの周知を検討						広報誌や全戸に配布した独自の防災冊子において周知した。(H29)	
						避難勧告等の発令判断を的確に行うための水位情報の共有と伝達	引き続き実施	国 気象 市町	R1までの取組内容	・異常洪水時防災操作へ移行時に、下流市町との情報共有のためネットラインを運用開始。(R元5)									・住民が迅速な避難行動をとれるよう、適切に避難勧告等を発令していく。		
																				・県からの情報伝達が適切に行われるよう定期的な訓練を県とともに実施する。	
		②円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設(ハード)整備<市町>				円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設(ハード)整備	引き続き実施	市町	R1までの取組内容											・同報系デジタル防災行政無線の整備(R1完了) ・防災行政無線を補強するための防災電話サービスを整備(H30)	
																				・防災行政無線の適正な管理・運用(R2～) ・防災電話サービスの登録周知	
																				一部避難場所には防災行政無線を設置済み	
																				今後、随時検討【引き続き実施】	

直轄		取組方針				雲出川・柳田川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)			各関係機関の取組内容																
		県管理河川																							
雲出川水系の減災に係る取組方針 (H28.8.29) 柳田川水系の減災に係る取組方針 (H28.8.23)		雲出川圏域県管理河川における取組 (H28.12.22)		柳田川圏域県管理河川における取組 (H30.3.27)		主な取組項目			三重県																
項目	事項	内容	内容	内容	内容	主要な取組項目	目標時期	取組機関	国	気象庁	運ダム管理所	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災総合	松阪地域防災総合	津市	松阪市	多気町	明和町			
	⑥消防団の円滑な水防活動を支援するため、簡易水位計や量水表等の設置<国・市町>	【量水標の設置】<県・津市・松阪市> ・地域の住民や消防団等が水位の状況を確認できるように量水標の設置や水位を示すペイントを実施します。	2	10	【危機管理型水位計、量水標の整備】<県・松阪市・多気町・明和町> ・河川の水位状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標の設置を行います。	1	13	水位状況を確保するための危機管理型水位計や量水標等の設置	引き続き実施	国 県 市町		（危機管理型水位計） ・R1年度に雲出川水系で17箇所、柳田川水系で16箇所、松阪川水系で16箇所の危機管理型水位計を設置（簡易型河川監視カメラ） ・R1年度に雲出川水系で10箇所、柳田川水系で9箇所設置	（危機管理型水位計） ・R1年度までに県内で危機管理型水位計を211基設置済		（危機管理型水位計） ・津市が実施している水位に係るペイントを実施（調整中） ・量水標を設置（調整中） （危機管理型水位計） ・R1年度までに、14河川に14箇所設置済。（雲出川、田中川、美濃川、穴倉川、中ノ川、大村川、天神川、波瀬川、御谷川、桂田川、佐田川、堀内川、岩田川、谷脇川）	（危機管理型水位計） 平成30年度に危機管理型水位計を2河川15箇所において設置（金剛川、愛宕川、勢多川、名古渡川、眞直川、志賀川、雲出川、柳田川、佐原川、笠置川、藤川）					中小河川における避難行動を迅速に行うため、簡易水位計や簡易量水標の設置を行う。	設置場所の情報提供と共有を行う。	・必要に応じて、量水標の設置を国・県へ要望する。	町は設置していない	
	⑦住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やFlash型情報の発信<国・県・市町>					2) (2) ①移動						（危機管理型水位計） ・R1年度に県内で危機管理型水位計を41基設置済	（簡易型河川監視カメラ） ・R2年度に県内の水位簡易型河川監視カメラを設置		（簡易型河川監視カメラ） ・R2年度に簡易型監視カメラを水位簡易型河川7河川（御川、志賀川、安濃川、美濃川、岩田川、相川、雲出川）に設置予定。	（簡易型河川監視カメラ） 令和2年度に水位簡易型河川（志賀川、御川、堀内川、金剛川、愛宕川、名古渡川、笠置川、藤川）において簡易型河川監視カメラを設置予定						スマートフォン等を活用したFlash型情報発信についても検討する。	—	緊急連絡メールやアラート等を活用し、情報を発信する。	アラート、緊急連絡メールによる情報発信
	(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																								
	①水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進<国・市町>					3) (1) ⑤移動																			
	②住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やFlash型情報の発信<国・県・市町>					2) (2) ①移動						（国からの情報発信をホームページ）で共有する（H28年度～）	引き続き実施												
	③災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動<国・市町>																								
	(3) 一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項																								
	①冠水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成<国・県・市町>											排水ポンプ車を考慮した排水計画（案）を検討・作成する。													
	②排水計画に基づく排水訓練の実施<国・県・市町>											・関係市町と調整をとり、各排水プラントにおいて検討を進める													
	③堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目指す。堤防決壊シミュレーションを実施<国・市町>																								
	④施設・庁舎の耐水化<国・市町>																								
	⑤水害BCP（事業継続計画）を作成<国・市町>																								

直轄		取組方針				雲出川・柳田川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)				各関係機関の取組内容															
		県管理河川								主な取組項目		目 標 時 期		取 組 機 関		国		気象庁		三重県		津市	松阪市	多気町	明和町
		雲出川水系の減災に係る取組方針(H28.8.29) 柳田川水系の減災に係る取組方針(H28.8.23)		雲出川圏域県管理河川における取組(H28.12.22)												柳田川圏域県管理河川における取組(H30.3.27)		三重河川国道事務所		津地方気象台					
項目	事項	内 容		内 容	記 録 箇 所	内 容	記 録 箇 所					施設災害対策課	河川課	防災砂防課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災総合	松阪地域防災総合							
(4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備																									
	①下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作法等、危機管理型の運用<国・県>	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(ダム運用)<県>】 決壊までの時間を少しでも引き延ばすことを目的に危機管理型ハード対策として、堤防の天端舗装や堤防裏面保護工の整備を実施します。		3) 17				下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作法等、危機管理型の運用	引き継ぎ実施	県 県	R1までの取組内容														
	②優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施<国>	【危機管理型ハード対策<県>】 決壊までの時間を少しでも引き延ばすことを目的に危機管理型ハード対策として、堤防の天端舗装や堤防裏面保護工を実施します。		3) 14				堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	R3年度までに着手予定	国 県	R1までの取組内容	・危機管理型ハード対策をR2までに整備する 雲出川、防災訓練施設の実績は河川整備計画に基づき検討する。													
		【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(河川改修)<県>】 計画的な河川改修を実施します。		3) 15						国 県	R1までの取組内容	・危機管理型ハード対策をR2までに整備する													
		【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)<県>】 ・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施する。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら適定します。		3) 16				優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策	引き継ぎ実施	国 県	R2以降の取組予定	・引き継ぎ実施													
		【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(河川改修)<県>】 計画的な河川改修を実施します。		3) 23						国 県	R1までの取組内容	・緊急3か年対策としてR3までに整備を実施する。													
		【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)<県>】 ・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施する。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら適定します。		3) 24				多数の家屋や重要施設等の保全対策	引き継ぎ実施	国 県	R2以降の取組予定	・引き継ぎ実施													
(5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組																									
		【想定される土砂災害リスクの周知】 ・基礎調査を完了し、結果を公表します。<県> ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。<県> ・地域防災計画に土砂災害(特別)警戒区域の事項を掲載します。<津市・松阪市> ・土砂災害のハザードマップを作成し、各戸へ配布します。<津市・松阪市> ・「ハザードマップポータルサイト」の情報を更新します。<国>		4) 19				想定される土砂災害リスクの周知	区域指定後	国 県 市町	R1までの取組内容														
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を適時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4) 19				土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き継ぎ実施	気 象 市町	R1までの取組内容	・土砂災害警戒情報を発表する。 ・土砂災害危険度情報を適時周知する。 ・土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信する。 ・市の防災担当者へホットライン ・土砂災害の「危険度分布」の高解像度化													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を適時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4) 19				土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き継ぎ実施	気 象 市町	R2以降の取組予定	・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。 ・基礎調査を完了後は、地形改変等のあった箇所について調査を行います。													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を適時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4) 19				土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き継ぎ実施	気 象 市町	R1までの取組内容	・基礎調査を完了し、結果を公表します。<県> ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。 ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。 ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。<津市・松阪市> ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。<津市・松阪市> ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。<津市・松阪市>													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を適時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4) 19				土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き継ぎ実施	気 象 市町	R2以降の取組予定	・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。<津市・松阪市> ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。<津市・松阪市> ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。<津市・松阪市>													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を適時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4) 19				土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き継ぎ実施	気 象 市町	R1までの取組内容	・土砂災害警戒情報を発表する。 ・土砂災害危険度情報を適時周知する。 ・土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信する。 ・市の防災担当者へホットライン ・土砂災害の「危険度分布」の高解像度化													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を適時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4) 19				土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き継ぎ実施	気 象 市町	R2以降の取組予定	・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。<津市・松阪市> ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。<津市・松阪市> ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。<津市・松阪市>													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を適時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4) 20				土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き継ぎ実施	気 象 市町	R1までの取組内容	・市町担当者向け勉強会を実施します。 ・土砂災害防止月間(6月)等における広報活動、防災訓練を実施します。													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を適時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4) 20				土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き継ぎ実施	気 象 市町	R2以降の取組予定	・市町担当者向け勉強会を実施します。 ・土砂災害防止月間(6月)等における広報活動、防災訓練を実施します。													

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和2年度)

<凡例>
 取組対象外機関
 新取組方針時に削除・移動した項目

取組方針		宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)		各関係機関の取組内容																			
直轄		三重県		主な取組項目	目標時期	取組機関	国		気象庁		三重県						伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町
項目	事項	内容	内容				三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局								
1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組																							
(1) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項																							
		① 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域の策定・公表<国>	【想定最大規模の降雨による浸水想定区域の把握】 ・浸水想定区域図を作成・公表し、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。 ・浸水想定区域図の作成意図やその内容や活用方法について市町に理解してもらい、資料を提供する<県>	想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を策定・公表し、市町に説明を実施	R1 R2以降の取組予定	国	実施済																
				ダム下流部の浸水想定区域図を策定・公表	R1	県																	
			【内水浸水想定区域図の作成】 ・内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。 <伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町>	内水浸水想定区域図を作成	R1 R2以降の取組予定	市町																	
			【浸水実績等の周知】 ・地域住民が水害のリスクを認識し、避難等を的確に行えるように支援する。 <県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町>	浸水実績等の周知	R1 R2以降の取組予定	県																	
		② 想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表<国>		計画規模の氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表	R1 R2以降の取組予定	国	実施済																
				想定最大規模降雨を対象とした氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表	R1 R2以降の取組予定	国																	
		③ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知【水防法第十五条第三項】<市町>	【洪水ハザードマップの作成・配布】 ・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。 <伊勢市・多気町・玉城町・度会町・大紀町>	想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	R1 R2以降の取組予定	市町																	
		④ 市長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練を実施<市町>		市長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練を実施	R1 R2以降の取組予定	市町																	
		⑤ 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備<市町>		日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	R1 R2以降の取組予定	市町																	

取組方針				宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)		各関係機関の取組内容																
直轄				三重県		国	気象庁	三重県							伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町	
宮川水系の減災に係る取組 (H28.10.17)		宮川圏域管理河川における取組 (H30.5.)		三重河川国連事務所	津地方気象台			施設災害対策課	河川課	防災砂防課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局								
項目	事項	内容	内容			内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	
		⑤小学生も理解しやすいテキストを作成し、小学校における水災害教育を実施<国・県・市町>	【防災教育の実施】 ・小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施する。 <県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>	1) 10	小学生も理解しやすいテキストを作成し、小学校における水災害教育を実施するほか、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	R1までの取組内容 ・出前講座を積極的に実施する ・地域を題材にした副読本、教員指導用資料を作成し、取組授業実施 ・マスコミとの意見交換会を実施 R2以降の取組予定 ・小学校と連携しながら作成した副読本を用いて取組を他校、他市町へ展開する。 ・マスコミとの意見交換会を継続的に実施	引き継ぎ実施	国 県 市町	三重河川国連事務所 津地方気象台 施設災害対策課 河川課 防災砂防課 松阪建設事務所 伊勢建設事務所 松阪地域防災総合事務所 南勢志摩地域活性化局 伊勢市 多気町 玉城町 大紀町 度会町 大台町 南伊勢町	「防災ノート」を活用した防災教育に取り組みととも、避難訓練を実施する。 (小、中学校を対象に毎年実施) ・また、国土交通省、気象庁、京都大学と連携し防災教育を実施。 ・地域の防災意識を高めるための啓発を行う。 ・出水期に合わせて随時実施 ・出水期に合わせた6月の広報で、水害に関する内容を掲載し意識の高揚を図る。												
		⑦要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を促進<国・市町>	【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】 ・要配慮者利用施設の利用者が、洪水時に迅速な避難行動をとれるよう、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する。 <県・伊勢市・大台町・度会町>	1) 5	要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を促進	R1までの取組内容 ・H29年度津市モデル地区として講習会を実施し、それをもとに本町にて講習会の運営マニュアルを作成 ・講習会運営マニュアルや避難訓練実施状況を共有し、取組の促進を図る R2以降の取組予定 ・引き続き実施	R1	国 県 市町		要配慮者利用施設管理者に避難確保計画の策定及び訓練の実施を呼びかける - 避難訓練の策定及び訓練の実施状況を確認する - 避難確保計画の策定及び訓練の実施状況を確認する												
		⑧防災意識の向上に繋がる、効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成<国・県・市町>	【住民の防災意識の向上】 ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災訓練を実施したり、災害・防災講習等をおこなう。 <県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>	1) 11	1) ①⑥へ移動	R1までの取組内容 ・マスコミとの意見交換会を開催するほか、避難訓練実施状況を共有し、取組の促進を図る。 ・出前講座を積極的に実施する R2以降の取組予定 ・引き続き実施																
		⑨水害危険性の情報共有	【水害危険性の情報共有】 ・河川が洪水被害等の危険性を象徴している河川について、水害危険性(浸水状況等)を確認・周知する。 <県・伊勢市・大台町・玉城町・度会町・大紀町>	1) 3	水害危険性(浸水状況等)の確認・周知	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	引き継ぎ実施	県 市町														
		共助の仕組みの強化		R1までの取組内容 R2以降の取組予定	引き継ぎ実施	国 県 市町																
2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み																						
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																						
		①避難勧告の発令等に着目したタイムライン策定<国・気象台・県・市町>	【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】 ・避難勧告等の適切な発令をはじめ、関係機関が連携した避難行動を判断・実施し、台風等に伴う洪水による被害を最小化する水害対応タイムラインを作成する。 <県・伊勢市・玉城町・度会町・大紀町>	2	避難勧告の発令等に着目したタイムラインの策定	R1年度出水期までに実施	国 県 市町															
		②タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成<国・市町>	【洪水時における河川管理者からの情報提供等】 ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるよう、避難勧告等の発令につながる危険水位等の情報を県と市町が共有する。 <県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町>	1)	タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	国 市町															
		④H28年度中に公表予定の想定最大浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し<市町>			H28年度中に公表予定の想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	市町															

取組方針				宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)				各関係機関の取組内容																			
直轄		三重県		主な取組項目	目標時期	取組機関	各関係機関の取組内容																				
宮川水系の減災に係る取組 (H28.10.17)	宮川圏域農管理河川における取組 (H30.5.)		国				気象庁	三重県						伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町							
項目	事項	内容	内容	取組箇所			三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局												
	⑤避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討 <国・市町>					市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定																				
	⑥水害時に着目した指定避難場所の見直し <市町>		【隣接市町による避難場所の設定】 ・各市町において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町内の避難場所を収容できない場合などにおいては、隣接市町等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 <伊勢市・多気町・大台町・度会町> 実施済み<大紀町・南伊勢町>	1) 4		市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定																				
						国県	R1までの取組内容 R2以降の取組予定																				
	⑦情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施<国・気象台・県・市町>		【水防訓練の充実】 ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施する。 <伊勢市・多気町・大台町・度会町・大紀町・南伊勢町> ・迅速かつ確実な水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施する。 <伊勢市・玉城町・度会町・大紀町>	2) 17		国 気象 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する	
			【水門開閉訓練の実施】 ・水門の開閉操作方法や開閉時の周知について、関係職員間と情報共有を図るための水門開閉訓練等を実施する。 <県・伊勢市・南伊勢町>	2) 18		県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定						・五十鈴川中村堰で開閉訓練を実施													・水門の定期点検を実施	
	⑧三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」を活用し、早期の情報共有を図る<国・県・市町>					国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	・すでに対応済み、情報発信内容の充実を図る ・連絡情報共有等で連携を図る	・すでに対応済み																		
	⑨報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信 <国・県・市町>					国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	・マスコミとの意見交換会を開催することで当方からの情報、専門用語等を理解を深め、水害時に迅速かつ的確な情報発信を促進する	・災害情報共有システム (Lアラート) により情報発信を行う																		
						国 県	R1までの取組内容 R2以降の取組予定																				
						国 県	R1までの取組内容 R2以降の取組予定						・すでに対応済み														
	(2)円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項					国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	・緊急連絡メールを活用した洪水情報のプッシュ配信を平成30年5月より開始	・国からの情報発信をホームページで共有する (H28年度～)																		
	①住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支えるため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信 <国・県・市町>					国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	・緊急連絡メールを活用した洪水情報のプッシュ配信を平成30年5月より開始	・国からの情報発信をホームページで共有する (H28年度～)																		

取組方針				宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)			各関係機関の取組内容																	
直轄			三重県			主な取組項目	目標時期	取組機関	国		気象庁		三重県				伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町	
項目	事項	内容	内容	内容	三重河川国連事務所				津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局								
		宮川水系の減災に係る取組 (H28.10.17)	宮川圏域農管理河川における取組 (H30.5.)			水位、雨量情報のさらなる周知	R1までの取組内容	農 市 町																
						水位、雨量情報のさらなる周知	R2以降の取組予定																	
		②円滑かつ迅速な避難に関するための防災行政無線の構築などの施設 (ハード) 整備<市町>				円滑かつ迅速な避難に関するための防災行政無線の構築などの施設 (ハード) 整備	R1までの取組内容	引 き 続 き 実 施	市 町															
							R2以降の取組予定																	
						防災気象情報の改善	R1までの取組内容	H29年7月 から 実 施	気															
							R2以降の取組予定																	
						ダム放流警報設備等の耐水化や改良	R1までの取組内容	必 要 に 応 じ て 実 施	国 県															
							R2以降の取組予定																	
		3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取組																						
		(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																						
		① 消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練<市町>				消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	R1までの取組内容	毎 年 度 、 出 水 期 前 ま で に 実 施	市 町															
							R2以降の取組予定																	
		② 関係機関が連携した実働水防訓練【水防法第三十二条の二】<国・県・市町>				関係機関が連携した実働水防訓練	R1までの取組内容	毎 年 度 、 出 水 期 前 ま で に 実 施	国 県 市 町															
							R2以降の取組予定																	
		③ 迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換<国・市町>				迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	R1までの取組内容	毎 年 度 、 出 水 期 前 ま で に 実 施	農 市 町															
							R2以降の取組予定																	
		④ 水防団での連携、協力に関する検討【大規模な災害に対してより広域的、効果的な水防活動が実施できるよう、関係者の協力内容等について検討・調整をする。<伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>				3) (1) ③ 移動	R1までの取組内容	2) 19																
							R2以降の取組予定																	
		④ 重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検を行う<国・県・市町>				3) (1) ③ 移動	R1までの取組内容	2) 15																
							R2以降の取組予定																	

取組方針			宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)			各関係機関の取組内容																					
直轄			三重県			国	気象庁	三重県						伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町							
宮川水系の減災に係る取組(H28.10.17)			宮川圏域農管理河川における取組(H30.5.)			主な取組項目	目標時期	取組機関	三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町			
項目	事項	内容	内容	記載箇所																							
		⑤大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対しての教育(水防工法の伝承、安全教育など)を実施<国・市町>	【水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)】 ・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討し実施する。 <伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>	2) 10	大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対しての教育、水防協力団体の募集・指定を促進	引き継ぎ実施	市町	R1までの取組内容 ・水防技術研修テキストを活用した講習会等を開催 R2以降の取組予定 ・引き続き実施									広報誌、ポスターの配布等により、消防団員の募集を実施する。 (毎年1回広報誌で募集、随時募集している。)大規模洪水前に配布を促す。 ・消防団の随時募集。	・消防団訓練で水防訓練を実施する。	・消防団訓練で水防訓練を実施する。	・広報誌等による周知	・団員確保の広報	・引き続き消防団員確保に係る広報を行っていく。 ・消防団員からの声掛け。	・ポスターの掲示。 ・情報ネットワークの掲示(防災課裏面)。 ・消防団員からの声掛け。				
		⑥消防団の円滑な水防活動を支援するため、簡易水位計や雨量表等の設置<国・市町>	【危機管理型水位計及び雨量表等の設置】 ・水防団等が現場の出水状況を把握できるように危機管理型水位計や雨量表を設置する。 <伊勢市・多気町・大台町・度会町・大紀町・玉城町・南伊勢町>	1) 13	水位状況を確認するための危機管理型水位計や雨量表等の設置	引き継ぎ実施	国 県 市町	R1までの取組内容 (危機管理型水位計) ・H30年度末時点)宮川9箇所を設置済み(簡易型水位計211基設置済) ・R1年度に4箇所設置 R2以降の取組予定 ・危険箇所の見直し等、必要に応じて設置				(危機管理型水位計) ・R1年度までに県内で危機管理型水位計を211基設置済						【雨量表】 ・雨量表を1箇所設置 【危機管理型水位計】 ・R1年度までに危機管理型水位計を20河川(4箇所において設置(宮川、江川、外城田川、汁谷川、勢田川、五十鈴川、新堀川、藤川、大内山川、三ヶ野川、備ヶ谷川、奥川、古和川、新山川、一之瀬川、玄ヶ所川、神津佐川、相合川、新川、南奥川、横輪川、藤川、空太川、獅子川、小方川、河内川、大江川、中の谷川、泉川)) 【雨量表】 ・雨量表の設置について市町と連携を図る。	必要に応じて、雨量表の設置を国・県へ要望する。	・外城田川に危機管理型水位計3箇所設置 ・外城田川地2河川に雨量表7箇所設置	・町独自の水位確認箇所の確認	・雨量計を2箇所増設。必要、単設置の雨量計データと併せてH30に公開。	・雨量計、水位確認箇所設置について、検討する。	・雨量計、水位確認箇所設置について、検討する。 ・雨量計、水位確認箇所設置について、検討する。			
		⑦住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やFlash型情報の発信<国・県・市町>			2) (2) ①移動			R1までの取組内容 ・緊急連絡メールを活用した洪水情報のFlash型配信(平成26年4月より開始) R2以降の取組予定 ・Flash型配信に関する洪水用をメールに追加する	・国からの情報発信をホームページで共有する(H28年度~)									・防災行政無線の情報をメール・FAX、電話応答等でも追加している。緊急情報については併せて緊急連絡メールを配信している。	・緊急連絡メールや電子メール等を活用し、情報を発信する	・緊急連絡メールや電子メール等を活用し、情報を発信する							
	(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																										
		①水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進<国・市町>			3) (1) ⑤移動			R1までの取組内容 ・実施する R2以降の取組予定 ・引き続き実施										・大規模事業所に結成を促す。 ・消防団の随時募集。									
		②住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やFlash型情報の発信<国・県・市町>			2) (2) ①移動			R1までの取組内容 ・緊急連絡メールを活用した洪水情報のFlash型配信(平成26年4月より開始) R2以降の取組予定 ・Flash型配信に関する洪水用をメールに追加する	・国からの情報発信をホームページで共有する(H28年度~)									・防災行政無線の情報をメール・FAX、電話応答等でも追加している。緊急情報については併せて緊急連絡メールを配信している。	・緊急連絡メールや電子メール等を活用し、情報を発信する	・緊急連絡メールや電子メール等を活用し、情報を発信する							
		③災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の普及活動<国・市町>	【市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実】 ・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。 <伊勢市・大紀町・南伊勢町>	2) 20	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	引き継ぎ実施	市町	R1までの取組内容 ・関係市町と調整し説明会を開催する。 R2以降の取組予定 ・引き続き実施										・災害対策本部は浸水想定区域外の防災センターに設置する。			・防災行政無線、消防団、広域消防及び警察との連携						・防災行政無線、消防団、広域消防及び警察との連携
	(3) 一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項																										
		①冠水水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成<国・県・市町>						H29年度から検討実施	国 県 市町	R1までの取組内容 ・排水ポンプ車を考慮した排水計画(案)を検討・作成する。 R2以降の取組予定 ・関係市町と調整をとり、各排水ブロックにおいて検討を進める	作成された排水計画について情報共有を図る(H28年度~)							作成された排水計画について、情報共有を図る。									
		②排水計画に基づく排水訓練の実施<国・県・市町>						H30年度から検討実施	国 県 市町	これまでの取組 ・災害発生時の緊急連絡体制は整備済み ・水防管理団体の要望にみかて水防訓練の中で排水訓練を実施する。 また、市町向けに排水ポンプ車等の操作訓練を実施する。 今後の取組 ・引き続き実施	・河川管理者が実施する排水訓練に参加する							水防訓練時に国土交通省へ排水ポンプ車の運用を要請し、展示説明等を実施していただく。 ・河川管理者が実施する訓練に積極的に参加する。									
		③堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を策定することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施<国・市町>						引き継ぎ実施	国 市町	これまでの取組 ・年1回、実施する(引き続き実施) 今後の取組 ・引き続き実施								職員を対象とした図上訓練を実施する。									
		④施設・庁舎の耐水化<国・市町>	【市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実】 ・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要に応じて各施設管理者等において順次実施する。 <伊勢市・大紀町>	2) 21	施設・庁舎の耐水化	実施済み	国 県	これまでの取組 ・施設の耐水化等の検討を行う(H28年度~) 今後の取組 ・引き続き実施										庁舎の発電機は高圧式で整備済み。災害対策本部を設置する防災センターは浸水想定区域外。									
		⑤水害BCP(事業継続計画)を作成<国・市町>						実施済み	国 市町	これまでの取組 ・検討する 今後の取組 ・検討する	三重県BCPを策定済み							伊勢市BCPを作成し、BCMで進捗状況の管理を行っている。	町全体のBCPは策定済み							・地震、水害を併せたBCPを作成した。	

取組方針				宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)			各関係機関の取組内容														
直轄		三重県		主な取組項目	目標時期	取組機関	国	気象庁	三重県						伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町
項目	事項	内容	内容				内容	内容	三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局				
(4) ダムの危機管理型の運用方法の高度化																					
		①下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作方法等、危機管理型の運用<国・県>		下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作方法等、危機管理型の運用	引き続き実施	県															
4) 河川管理者が実施するハード対策																					
		①優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全にするためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施<県>	3) 22 3) 23	堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	R3年度までに着手検討	国県															
		【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(計画的な河川改修)】 ・整備計画の目標に対して流下能力が不足している箇所を解消するため計画的な河川改修を行う。 <県> 【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂除去)】 ・河道内に堆積した土砂・河川内の樹木により、流下能力が低下している箇所を解消するため堆積土砂の除去、河川内の樹木の伐採を実施する。 <県> ・撤去箇所については、県と市、町で優先度を協議しながら選定する。 <県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>			引き続き実施	国県															
		優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全にするためのハード対策			引き続き実施	国県															
		本川と支川の合流部等の対策			引き続き実施	国県															
		多数の家屋や重要施設等の保全対策			引き続き実施	国県															
5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組																					
		想定される土砂災害リスクの周知			引き続き実施	国県															
		土砂災害に対する警戒避難体制の整備			引き続き実施	気象市町															
		早めの避難につなげる啓発活動			引き続き実施	気象市町															